# 公務員関係判例研究会 令和5年度 第1回会合 議事要旨

- 1. 日時 令和5年5月18日(木)15:00~17:10
- 2. 場所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室及びweb会議
- 3. 出席者
  - (会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石川弁護士、植木弁護士、大森弁護士、尾嶋法 務省訟務局付、木野弁護士、木村弁護士、白土弁護士、鈴木弁護士(座長)、 竹田弁護士、長屋弁護士、西脇弁護士、野下弁護士、本田弁護士、峰弁護 士、山田弁護士(五十音順)
  - (事務局) 内閣官房内閣人事局 岡本内閣審議官、宮崎内閣参事官、石川調査官、浦 谷争訟専門官、川端専門職
- 4. 議題:最近の裁判例の評釈

労働組合からの団体交渉申入れに対して、管理運営事項に当たること等を理由 として拒否し、団交を実施しなかったことが、不当労働行為に該当するとされ た裁判例

#### 5. 議論の概要

- (1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。
  - ア 「不当労働行為救済命令取消請求事件(大阪地裁令和3年7月29日判決・労働判例1255号49頁・以下「本件判決」という。)」は、原告大阪市(X)が、同市の職員等が加入する被告補助参加人労働組合(以下「市労組」という。)から受けた事務所貸与に関する団体交渉申入れ(以下「本件団交申入れ」という。)を管理運営事項に当たるなどとして拒否したため、市労組が被告大阪府労働委員会(Y)に対し、不当労働行為救済命令の申立て(以下「本件救済命令申立て」という。)を行ったところ、Xの対応は不当労働行為に当たるとして、団体交渉の応諾及び謝罪文の手交を内容とする救済命令(以下「本件救済命令」という。)を受けたことから、Xが、本件救済命令は、Yにおいて本件救済命令申立てについての申立人適格、違法な団体交渉拒否の有無等について判断を誤り、あるいは、救済方法につき裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法があると主張して、Yに対し、本件救済命令の取消しを求めた事案である。
  - イ 本件の主な争点は、①いわゆる混合組合である市労組の申立人適格の有無、②本件団交申入れに対するXの対応が正当な理由のない団交拒否に当たるか、③本件団 交申入れに対するXの対応が市労組に対する支配介入に当たるかであった。
  - ウ 本件判決は、要旨以下のとおり判示し、Xの請求を棄却した。 なお、本件の控訴審である大阪高裁令和4年2月4日判決においては、原審の判 断を維持し、Xの控訴を棄却している。
    - (ア) 争点①について

地方公務員法(以下「地公法」という。)適用職員と労働組合法(以下「労組法」という。)適用職員の双方によって構成されるいわゆる混合組合については、その構成員に対し適用される法律の区別に従い、地公法上の職員団体と労組法上の労働組合の複合的な性格を有しており、労組法適用職員に関する事項に関しては労組法上の労働組合に該当するものと解することが相当であり、その限りにおいて、混合組合は不当労働行為救済命令の申立人適格を有する。

## (イ) 争点②について

本件の主要争点となるが、更に細分化すると、

I 地方公営企業等の労働関係に関する法律(以下「地公労法」という。)の適用があるのか。

Ⅱ管理運営事項の該当性、本件団交申入れ事項が管理運営事項そのものに当たるのか。

Ⅲこうした便宜供与を含む労使関係の運営に関する事項が義務的団交事項に当たるか。地公労法7条本文に掲げる事項は、義務的団交事項に限定されるのか。 Ⅳいわゆる誠実交渉義務との関係も含めて、本件におけるXの対応は、義務を尽くしたものといえるのか。

V大阪市労使関係に関する条例12条(労働組合等の組合活動に関する便宜の供与は行わないものとするとした事項。以下「本件条例」という。)が本件判断に関係するのか。

と項目立てすることができる。その上で、

Iについて、本件団交申入れには労組法適用職員による組合事務所の利用の問題という側面もあることから、市労組に本件救済命令の申立人適格が認められ、このような労組法適用職員に関するものである以上、本件団交申入れ事項に関する団交について、地公法のみならず、地公労法も適用される。

Ⅱについて、Xは、平成24年以降、市労組から、組合事務所スペースの供与等に関する団交の申入れがされたことに対し、管理運営事項に該当することを理由に団交に応じず、中央労働委員会から市労組とは別の労働組合等に関して「交渉事項を確認することなく拒否してはならない」と命ぜられた後も、管理運営事項そのものである、あるいは管理運営事項に当たらない交渉事項の確認ができないことを理由に市労組との団体交渉に応じていない。そのような経緯の中でなされた本件団交申入れ事項には組合事務所を供与しないことによって市労組らが被る不利益の回避や代替措置の存否・条件の検討状況といった広範な事項が含まれており、これらの中には組合事務所を移転することに伴い組合員に生ずる負担ないし不利益を回避ないし軽減するための代替措置として、例えば勤務と組合活動の両立を図る観点からの勤務時間帯の変更の可否や有給休暇の取り方といった事項など、団交を円滑に行うための基盤となる事項であって団体交渉権の保障の趣旨が及び、かつ、管理運営事項ではないもの等が含まれ得ると解される。

Ⅲについて、地公労法は、地方公共団体の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、地方公共団体の経営する企業とこれに従事する職員との間の平和的な労働関係の確立を図ることを目的とし、この法律に定める手続に関与する関係者は、紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない旨規定していること等を踏まえると、地

公労法7条は、義務的団交事項を同条各号掲記のものに限定する趣旨の規定であると解するのは相当ではなく、地公労法が適用される労組法適用職員についても労働条件等の団体交渉が円滑に行われるための基盤となる労使関係の運営に関する事項は義務的団交事項となり得ると解することが相当である。

IVについて、本件団交申入れにおいて管理運営事項に当たらない事項を含み得る交渉事項の申入れがされ、Xにおいてもこれを認識していたこと等の諸事情を総合勘案すると、管理運営事項そのものではなく、団交の対象となし得る可能性のある事項を具体的に挙げて確認するなどの方法により団交可能な事項の確認をすることが、使用者としての誠実な態度であったというべきであるが、Xの対応は、こうした点について十分に確認することのないまま、団交に応じないものというほかない。

Vについて、本件条例12条に労働組合に関する便宜供与を禁ずる趣旨が含まれると解したとしても、本件団交申入れ事項には組合事務所を供与しないことによって市労組らが被る不利益の回避や代替措置の存否・条件の検討状況といった組合事務所スペースの供与以外の広範な事項が含まれ得るのであるから、本件条例12条によって便宜供与が禁止されていることをもって団交に応じない正当な理由とすることはできない。

と各項目について判断がされ、結論として、管理運営事項に該当せず、団交に応ずべき事項につき具体的に確認すべき立場にXがあるにも関わらず、その点について十分に確認することのないまま、団交に応じないものというほかないのであって、正当な理由のない団交の拒否に当たると認められる。

#### (ウ) 争点③について

本件団交申入れ事項には、管理運営事項そのものではなく、団交の対象となし得る可能性のある事項が含まれていると解されること、Xの対応は、誠実な交渉態度といえないのみならず、客観的にみて労働組合を軽視し、これを弱体化させる行為といい得ること等本件に現れた諸事情を総合勘案すると、Xの対応は、労組法7条3号にいう労働組合を運営することを支配し、若しくはこれに介入すること(支配介入)に該当すると認められる。

## (2) 続いて、会員間の討議が行われた。

○ 管理運営事項に該当するかの判断が難しい本件について、具体的な事項を挙げて 確認しなくてはならないと判断された点については、当局側としては難しいところ があったと考えられる。

Xが市労組に対し、本件団交申入れ事項に管理運営事項に該当しない事項が含まれているのかの確認を行ったことについて、こういった場合には責任の所在を明らかにするため、労使関係上どちらが対応しなければならないのかというところを文書の記載上から明確にしておくことや具体的な交渉スケジュールを示しながら対応を行うといったことも必要である。

○ 団体交渉の対象事項が曖昧な場合に団体交渉の対象となる可能性のある事項を具体的に挙げて確認しなければ、正当な理由がなく団交拒否と判断されたことについて、公法上の義務としては団体交渉を拒んではならないということであり、疑問ではあるが、実際の問題として、団交を行い、成果を上げられるかどうかにかかわらず、交渉に応じなくても構わないというケースは非常に限定的であるという傾向が

ある。

- 本件はプロセスが十分ではなかったのではないかと考えている。こうした関係性の中では交渉スケジュールはもとより検討対象や団交事項等について整理し、特定し、ニュアンスの確認を行って、場合によっては予備折衝又は事前協議会というような形で議論を深め、双方の主張を整理して進めた上で、団交を行うということであれば不当労働行為の争いというのはなくなってくるし、また、誠実交渉義務ということがあることから、これは規範的判断であり、総合判断であるが、対応できることはできる限り回数を重ねて対応し、結論的に反対なら理由を挙げるということが重要ではないか。
- 本件は特異な状況下における判断であったと考えられ、一般論として当局側のな すべき対応として当てはまるものではないと感じた。
- 特に、本件では、本件断行申入れが、市庁舎の一部を組合事務所として使用する ことを不許可とする処分の違法性などをめぐる訴訟が決着した後になされたもの であり、実際、上記決着を受けて、本件団交申入れ後間もなく、市労組が市庁舎か ら退去しているという事情があることが重視されたものと思われる。
- (3) 次回会合は、6月22日(木)に開催することとした。

以上